

## 東栄町訓令第 十一号

### 東栄町医療のあり方検討委員会設置要綱

#### (目的等)

第一条 この要綱は、東栄町の医療の現状を把握し、今後の医療の在り方を調査研究するとともに、東栄町国民健康保険東栄病院のあり方についても検討するため、東栄町医療のあり方検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (任務)

- 第二条 委員会は、前条の目的達成のため、次の事項について調査研究する。
- 一 東栄町の医療・介護・福祉の現状に関すること。
  - 二 今後の東栄町の医療等のあるり方に関すること。
  - 三 東栄町国民健康保険東栄病院の今後の医療のあり方に関すること。
  - 四 東栄町国民健康保険東栄病院の施設整備に関すること。
  - 五 その他、医療・介護・福祉等に関すること。

#### (組織)

第三条 委員会の委員は三十名以内とし、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- 一 町議会議員
  - 二 医療関係者
  - 三 介護・福祉関係者
  - 四 区長
  - 五 行政関係者
  - 六 学識経験を有する者
- 2 この委員会の任務を達成するために、会長は、随時参考人を招致できるものとする。

#### (会長、副会長)

第四条 委員会に会長一名、副会長一名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選により定める。
- 3 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

#### (委員の任期)

- 第五条 委員の任期は、一年とする。ただし、役職により選任された委員はその在職期間とする。
- 2 委員に欠員ができたときは、新たな委員を委嘱することができる。

(会議)

第六条 委員会は、会長が招集し議長になる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可不同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第七条 委員会の庶務は、福祉課において行う。

(雑則)

第八条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十四年七月一日から施行する。